

公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について …… 2

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分事案 …… 3

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年12月4日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号: 25A09
- (2) 事案の件名: 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日: 令和7年11月17日
 - ② 申請者: 日東交通株式会社
 - ③ 適用路線: 千葉県内の対キロ区間全路線
 - ④ 平均改定率: 25.5%
 - ⑤ 初乗り運賃: 190円 (現行: 現金160円、IC157円)
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
木更津駅～君津中央病院	240	231	350	10,800	15,750
木更津駅～イオンモール木更津	270	263	330	12,150	14,850
木更津駅～清見台団地	290	284	370	13,050	16,650
館山駅～イオンタウン館山	160	160	220	7,200	9,900
鴨川駅～亀田病院	190	189	250	8,550	11,250

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課: 自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を埼玉運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和7年12月3日 関東運輸局長 藤田礼子

記

事案番号 18E01

1. 事業者の氏名及び住所
株式会社 えびす交通
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目4番8号
2. 予定される処分内容
道路運送法第40条に基づく許可の取消処分
3. 聴聞の期日
令和7年12月22日 午後1時30分

4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和7年12月3日 関東運輸局長 藤田礼子

記

事案番号 18E01

1. 事業者の氏名及び住所
株式会社 えびす交通
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目4番8号
2. 予定される処分内容
道路運送法第40条に基づく許可の取消処分
3. 聴聞の期日
令和7年12月22日 午後1時30分

4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。